

# 広 報 た な べ

田 辺 町 役 場

TEL 山城田辺  
07746-0271

発行人 京都府田辺町公室

印刷所 奥田印刷 K K



## ふるさとを行く・18 打田

### 「ことしの三つの柱

田辺町長 原田喜代次

輝やかなしい新春をむかえ、みなさまのご清福とご繁栄を心からお祈り申しあげます。

平素は本町がめざす「緑のある健康な都市」発展のため、ご支援ご協力をいただき感謝しております。

私たちの町たなべは、いま近畿圏における住宅適地として脚光をあびて新しい町に生まれかわろうとしています。

ことしも私は住民各位のあなたかいいご協力をえて、町議会や町職員と力をあわせ豊かな住みよい町づくりを進めてゆく覚悟をあらたにしています。

とくにことしは「楽しい生活をみちびく環境づくり」「老人や子供の幸せを生みだす社会づくり」「産業を伸ばし明るい家庭づくり」の三つを柱として、町政にとりくんでゆきたいと考えています。

こんごともかわらないご支援ご指導をたまわりますようお願い申し上げます。

'69.1  
No. 64

ことし成人式をむかえられたみなさん、おめでとうございます

# 装いを新たにする郷土



## ことしの田辺

### 楽しい生活環境を！

#### 老人・子どもの幸せな町に



原田町長

昭和四十四年の新年幕あけは、世界の人々に月世界へのあこがれともいえるデッサイ初夢をもたらし、旧ろう、アメリカのアポロ8号が無事に月周回の旅を終えて、地球に還ってきました。

ことしはまさに、宇宙開発ブームの年です。世界が大きく飛躍するであろうこの年に、私たちの町たなべもかつてない躍進を示す様相が、町内の各所に見られる年にあるともいえます。

私たちは、この数年、郷土の緑の丘陵や田畑を見ては「こんなところはまだ家や工場が建つた」と、今昔の感にうたれることばをししばしば口にします。

このように田辺は、いま、京阪神の経済圏内にあつて、日ごとに移り変わりゆく世相の渦中にあるのです。なかでも、ことしは府営住宅や大和団地の住宅団地や明治乳業等の工場の建設計画がいよいよ動き出す年です。

この破壊と建設が進められるなかで、日々装いを新たにしている田辺のこれからの動向に、私たちは思いをはせるとき、無関心ではおれないのです。

ことしの年頭に、原田町長は、町政推進の三つの柱を示しました。それは、

一、楽しい生活をみちびく環境づくり  
二、老人や子どもの幸せを生み出す社会づくり  
三、産業を伸ばし、明るい家庭づくり



町の各種団体代表の方がたが、し尿処理場の先進地を視察

弾力的に町政を進めていかねばなりません。私たちの楽しい生活をみちびく環境づくりは、自然と人工その調和を図りながら、自然環境の保持につとめ、町の各所に街路樹や公園緑地などを私たちの手によつて整然とつくりあげ、人工的な町実現にあるといえます。

一、楽しい生活をみちびく環境づくり  
二、老人や子どもの幸せを生み出す社会づくり  
三、産業を伸ばし、明るい家庭づくり

また「産業を伸ばし明るい家庭づくり」についても、土地利用計画のなかで商業や準工業地域を定める一方、農業地域も明確にし、それぞれその地域の施設を整備すると同時に町の主幹産業である農業の体質改善をはかつて行かねばなりません。

農業も国の経済の高度成長や技術革新によつて、その農家人口が都市に、商工業に吸収されました。すでにかつての農業は一家あがての離農や三チャン農業といわれるように老令化、女性化してしま

しかし私たちは、ふるさとの先人が努力して築かれた、ながい伝統をもつ町の諸産業を、さらに伸ばすつとめをしなければなりません。町の産業の振興によつて、所得を上昇させ、うるおいのある明るい家庭づくりをはからねばならないのです。

ことしは、こうした三つに町政のライトをあてて、きれいな空気のもと、木々の緑が目にしみる豊かで暮しよいか町建設をめざして前進して行きたいと思ひます。

(公室 古川記)

ことしから農地転用の申請をされるときは町建設課で官民境界の明示を受けよう

連絡してください

田辺町役場建設課  
電話〇一〇二七一一四

# いよいよことし施行される 新都市計画法

昨年六月十五日に公布された新しい都市計画法は、いよいよことし六月までに施行されることになっております。みなさんもご承知のように、新都市計画法が制定されたねらいは、近年大都市への産業や人口の集中化によっておこる都市問題、例えば、交通擁擠や住宅難、工場公害の発生や地価の高騰、また急速に進む優良農地の蚕食や無秩序に出現する住宅街等々……、これら私たち日常生活上みなさんが困っている種々の社会問題を解消し、生活環境の整備充実を計画的に進めたいという趣意で、生活とくに本町では、近畿圏における最良の住宅地としてその近郊整備区域に指定されていること、この法律が全面的に適用され、なかなかに土地利用計画……市街化区域と市街化調整区域の設定、用途地域地区の指定……を急いでたてなければならぬようになりました。

この土地利用計画については、その内容や町の考え方を昨年八月一日発行の「広報たなべ特集号」で解説しお知らせする一方、各部落で開いている「町政を語る会」でも、これをテーマとしてみなさんと話し合いを行なうなど、いまだではおおかたご理解をいただいていることと思っております。

そこで今回は、この問題について日頃みなさんからよく聞かれる問題点や町政を語る会でよく話題になったことを取り上げ、お話し一層理解を深めていただくことにしました。

**土地利用計画の必要性!!**  
みなさんのなかには、土地利用計画が正式に決定されることになると、私有地の土地利用が大巾に制限され自由に売買したり家を建てたりできなくなるのではないかと、それなのに、町はあえてこれを決める必要もなからう、との質問を多く聞きます。

もつとも、いまから十年前の田辺町であるなら、この意見も当然のことだと思えます。しかし、現在の田辺はみなさんもご承知のように、町内各所で住宅や工場もあるいは学校等の大小の建設計画があるのすこしテンポで進み、このむとこのまざるにかかわらず、こんご十年もすれば大きく人口五万都市に膨張することは必至の情勢です。このときこそ、明確な町の将来構想のもとに計画的な町づくりを

着実かつ強力に進めなければならぬ大切な時期であると思えます。したがって、本町ではかねてから町の将来構想のなかでその目標を「緑のある健康な都市」建設だとして、調和のある均こう発展をはかるためには、まずその根柢となるものが土地利用計画であり、これを大きな軸として町の諸施策を構するべきであると考えて、この計画樹立に真剣に取り込んでこま

## 説 土地利用計画の 問題点をめぐって

るに出現し、ここに住む人達のなやみは相当なもの……、また、その市や町は、学校、保育所のほか子供の遊び場や上下水道等の公共施設の充実整備に四苦八苦ししている現状……、これらの現象は、本町としても他市町のできごとだとして傍観しているわけにもいかず、このまま放つておけば町内各所でこの土地が露骨に表われてくることは誰しも否定できないのです。

そこで本町では、こうした問題を未然に防ぎ、明るく住みよい豊かな町づくりを進め、みんなが楽しく幸せな生活ができるよう、他市町に先がけて昭和四十二年度から、この土地利用計画を樹立するためにいろいろと準備立案にあたり、求に充ててこの新都市計画法が成

立したというわけですね。ですから、みなさんも町将来の明暗を決める重要な計画であることは十分ご理解いただけるものと考えており、積極的な協力をお願いいたします。

**土地利用の方法は!!**  
土地利用計画でまず最初に決めなければならぬことは、町全体を市街化区域と市街化調整区域のどちらかに区分することです。

この色分けにあたっては、少なくともこんご十年間は農地として保存し農業施設の整備を行ない、小規模な宅地開発をおさえよう環境を残して行こうとする区域と、開発を奨励して災害や公害の発生が予想されるところを除いた区域を市街化調整区域とします。

また市街化区域は、現在市街地を形づくっているところで早急に都市施設を整備しなければならぬ

い区域と、こんご十年以内に優先的かつ計画的に市街地をつくらうとする区域です。

さらに、この市街化区域のなかから、住居・商業・準工業の地域を定めると同時に、町全体のなかから風致地区を指定することによって土地利用計画は本物になるのです。

とくに本町の場合は、いま民間資本による宅地開発ブームにわたる反面、大都市近郊の良好な農業生産地としての条件も備わっており、その振興策を積極的に構

一、農地の宅地転用の場合の制限  
市街化区域では、農地を農地以外の土地に転用する場合、いままでのように農地法によって許可を受ける必要はなくなり、その届出をすればよいことになり

また市街化調整区域では、農業施設にあっては原則としてその転用はできなくなり、(約六万坪)以上の宅地開発の場合に限って許可されます。

この場合、とくに問題になることは、農家でサラリーマンの二男や三男の家を建てるとき、私有農地を宅地に転用できなくなるという事です。いま本町では、この取り扱いについて府を通じて建設省に照会中であり、近くこの結論もくだされるものと思

一、建物を建てる場合の制限  
住居・商業・準工業地域や風致地区等の用途が指定されますと、建築基準法によって家や工場を建てる場合、建ぺい率や建物の種類などで制限を受けるとになります。

なおこの制限については、一部緩和するねらいで国において種々検討されていますが、現行制度については去る四十二年八月一日付発行の広報たなべ「第六十二号」四面をご参照ください。

◎ 土地の課税について  
都市計画法の税制については、現在国において種々検討されている段階で、詳しいことはい

課税はしていませんが、都市計画法事業の実施にともない課税しなればならぬことになり、

そのこと、現在国で考えられていることは、都市計画法区域のうち市街化区域については、み課税すべきであるとい、また市街化区域内の農地についても宅地なみに評価課税することが適当だとの意見も出てきている状態であり、近く国ではこの思

以上簡単な説明でもご理解いただけないことからも多くあると思、

ただけないことからも多くあると思、

なお、この土地利用計画については、新しい関係法令が施行されたときは、本紙をもって順次お知らせ予定でありますので、みなさんも建設的なご意見や質問をどしどしお寄せください。

(公室・前川記)

### おしらせ 住 民 室 おしらせ



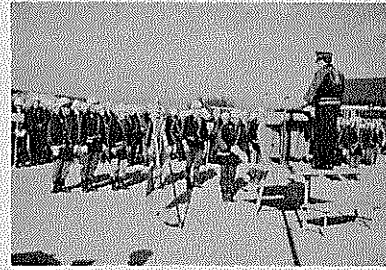
ふるさとの文化財 ③  
十六尊石仏  
(天王共同墓地)

## ことしもたのみます

町をまもる 町 員 三百六十八名

防式  
消出  
町初

ことしも新春ごう例の町消防初出式は、一月七日朝九時から大住小学校々庭でおこないました。



大住小学校での初出式

私たちの生命と財産を火災から守る町消防団員三百六十八名のもしい訓練風景は見物のみならず、この日、表彰を受けた団員の方々が、つぎのとおりです。

- ◆府消防協会精錬章、新 敏行 (普賢寺第一部長)、精勤章、井上昌丈 (大住第一部長)、香村稔 (田辺第二部長)、石井正 (草内第二部長)、山田 昭 (三山木第二部長)
- ◆府田辺事務所長章 上村喜治 (草内第三部)、田中祥隆 (普賢寺第六部)、藤本貞男 (大住第五部)

田辺・大住・草内保育所  
三山木・普賢寺

昭和44年度

## 保 育 児 募 集

申し込みは  
44年1月31日まで

くわしくは、各保育所または役場福祉課まで

## 第2期 田辺中央公民館講座 各種教室の受講者つゝのる

部)、杉本岩美(田辺第一部)、村口和志(大住第一部)、篠田 眞雲宣照(普賢寺第五部)、小泉義明(三山木第三部)、樺井正義(大住第二部)、北川一美(三山木第一部)、大塚良男(三山木第四部) ◆府消防協会総支部長章 村田義和(田辺第二部)、岡崎正介(大住第三部)、片岡博正(田辺第三部)、市川正司(大住第四部)、小西賀久(田辺第四部) 奥西喜博(草内第一部)、堀

昨年十月から十二月までを第一期として各種講座を開きました。ことしも第二期として一月から三月までの各種教室を開設いたします。参加申し込みは、田辺中央公民館(田辺警察署前)あて、住所氏名、参加希望の教室名をハガキに書いて至急お申し込みください。

- (一) 申し込みされた方がたは、連絡がなくてもご出席ください。
- (二) 世界の動きを知る教室  
とき 毎月一回第一日曜、午後一時三十分から三時三十分まで  
ところ 中央公民館  
講師 新聞社論説委員  
初回 二月二日  
会費 無料 定員 五十名
- (三) 中華料理の教室  
とき 一月、二月各二回、三月一回計五回。木曜は午前十時から十二時まで。  
ところ 中央公民館  
講師 春豊園主人、京都料理学校講師 李氏  
会費 五回分、計千円  
定員 四十八名
- (四) 美術の親子教室  
とき 毎週土曜、午後二時から四時まで  
ところ 中央公民館  
講師 三山木小学校長 早田嘉之氏。  
定員 三十名  
会費 月二百円、親子二人のときは三百円(三か月分前納)
- (五) 書道の教室  
とき 毎週水曜、午後二時から三時まで(成人)、午後四時から五時(小、中、高校生)  
ところ 中央公民館  
講師 日本教育書道連盟検定委員 森 富士夫氏。  
定員 各三十名  
会費 月二百円(三か月分前納)
- (六) 詩吟と剣舞の教室  
とき 毎週水曜、午後七時から九時まで。  
ところ 中央公民館  
講師 村井 博氏  
定員 二十名  
会費 無料
- (七) 法律個別相談室  
とき 毎月一回、第二土曜午後一時三十分から四時三十分まで

### 普賢寺小が 給食の優良校に

普賢寺小学校は昨年十二月、府下でただ一校、学校給食の優良校として府教育長賞を受賞しました。

昭和二十二年以来、給食の向上のため尽された教職員や父兄そして児童の努力が実ったものです。

### みんなの善意 歳末たすけあい募金

みなさんそろって明るいお正月をむかえようと、昨年末、たすけあい募金や心もち運動を実施しましたが、つぎのとおり、みなさんのあたたかい善意がよせられました。

- ◆収入 町全域 二十二万六千九百円
- ◆支出○一般生活扶助世帯見舞七十九世帯三万八千六百円
- 施設収容者見舞 三十八名 二万二千八百円
- 特別見舞 二名 六千円
- 心もち運動として施設への寄付 一万六千二百八十円 合計十万二千八百円。なお、残金十二万四千百九十九円は昭和四十四年度の夏期見舞金に充当します。